

最高裁秘書第4139号

平成30年10月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

7月27日付け（同月30日受付，最高裁秘書第3160号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

71期司法修習生の七月集会に関して作成し，又は取得した文書

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書は，作成又は取得していない。